

Ⅱ. 総合計画の概要

1. 総合計画の役割

平成23年(2011年)の地方自治法改正により、地方自治体における総合計画の策定義務が撤廃されましたが、本市では、自治基本条例で総合計画を策定することを定めています。変化が激しい時代において、進むべき大きな方向を見失うことなく市民や職員が共有できる、市政運営上の基本的な指針となるよう総合計画を策定します。

また、総合計画に基づき、各分野におけるさまざまな個別計画の総合調整を行うとともに、*PDCAサイクルのもと、取組の成果と課題を確認しながら計画を推進することにより、効果的かつ効率的な行政運営をめざします。

2. 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します(図表Ⅱ-1)。

●基本構想

基本構想は、本市がめざす将来像とそれを実現するための基本方向を施策の大綱として示します。

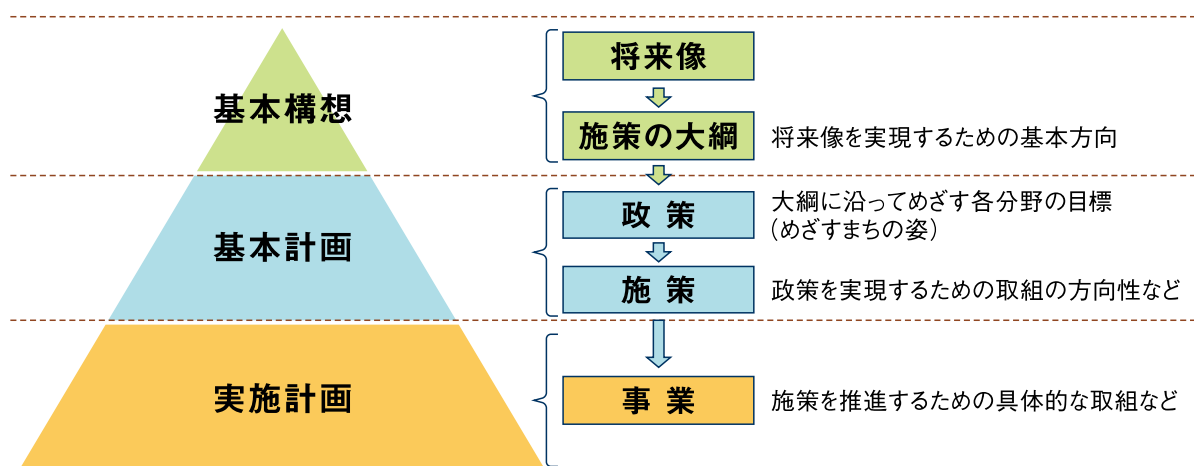
●基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱に沿った政策・施策を体系的に示します。

●実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を推進する具体的な事業内容と財政計画を示します。

図表Ⅱ-1 計画の構成



3. 計画の期間

基本構想と基本計画の計画期間は、平成31年度(2019年度)から平成40年度(2028年度)までの10年間とします。

ただし、基本計画については、計画の評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行います。また、実施計画の計画期間は5年間とし、*ローリング方式により毎年度見直しを行います(図表Ⅱ-2)。

図表Ⅱ-2 計画の期間

